

県 政 協 議 会

令和 7 年 1 0 月 1 4 日 (火)
午前 1 0 : 0 0

- 1 . 令和 6 年度一般会計の決算状況について
- 2 . 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 3 . ツキノワグマの出没状況等について
- 4 . その他

令和6年度一般会計の決算状況について

令和7年10月14日
出 納 局

1 歳 入

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
予算現額 (A)	7,442億 7,428万円	7,192億 6,305万円	250億 1,123万円
決算額 (B)	6,487億 8,571万円	6,304億 5,733万円	183億 2,838万円
予算現額に対する 増減額 (B-A)	▲954億 8,857万円	▲888億 572万円	▲66億 8,285万円

2 歳 出

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
予算現額 (a)	7,442億 7,428万円	7,192億 6,305万円	250億 1,123万円
決算額 (b)	6,328億 1,154万円	6,135億 9,317万円	192億 1,837万円
翌年度繰越額 (c)	943億 4,288万円	904億 4,700万円	38億 9,588万円
不用額 (a-b-c)	171億 1,986万円	152億 2,288万円	18億 9,698万円

3 実質収支等

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減額
① 歳入歳出差引額 (B-b)	159億 7,417万円	168億 6,416万円	▲8億 8,999万円
② 翌年度へ繰越すべき財源	60億 1,851万円	65億 2,112万円	▲5億 261万円
③ 実質収支額 ①-②	99億 5,566万円	103億 4,304万円	▲3億 8,738万円
④ 前年度実質収支額	103億 4,304万円	144億 215万円	▲40億 5,912万円
⑤ 単年度収支額 ③-④	▲3億 8,738万円	▲40億 5,911万円	36億 7,174万円

※端数処理の関係で不具合がある。

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率について

令和 7 年 1 0 月 1 4 日
総 務 部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 6 決算	R 5 決算	R 6 － R 5
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※ 3 カ年平均）	1 4 . 3 % （ 4 1 位）	1 5 . 3 % （ 4 3 位）	▲ 1 . 0
	将来負担比率	2 3 2 . 9 % （ 4 1 位）	2 4 3 . 0 % （ 4 2 位）	▲ 1 0 . 1
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は 3 カ年の平均値

R 6 決算：14.3%（R 6：14.6%、R 5：14.3%、R 4：14.0%の平均値）

R 5 決算：15.3%（R 5：14.3%、R 4：14.0%、R 3：17.8%の平均値）

※（ ）内は全国順位

〔参考〕 早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実 質 赤 字 比 率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将 来 負 担 比 率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。

ツキノワグマの出没状況等について

令和7年10月14日

生活環境部

1 ツキノワグマの出没件数と人身被害の状況

クマダス（ツキノワグマ等情報マップシステム）の集計による今年度の目撃件数は、１０月１２日現在で、５，４０８件となっており、大半は集落や市街地など、人の生活圏での目撃となっている。

また、人身被害は31件、32人（10月13日現在）となっており、令和5年度に次ぐ件数、人数となっている。

(1) 目撃件数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 7	84	393	814	1, 042	758	908	1, 408						5, 408
R 6	70	175	208	204	222	83	37	63	115	133	7	23	1, 340
R 5	27	142	215	255	253	636	1, 472	583	80	15	20	25	3, 723
R 4	19	104	260	197	91	40	11	4	1		1	2	730
R 3	23	94	157	213	143	95	100	31	5		1	2	864

※R6年7月までは、県警集計による目撃件数で、同8月以降はクマダスによる目撃件数（一般投稿分含む）。

（2）人身被害人数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 7		1	1	2	4	11	13						32
R 6		5	1	2	2								11
R 5		3	2	4	3	16	34	8					70
R 4		3	3										6
R 3	1			2		4	4	1					12

2 県民への注意喚起の内容

(1) ツキノワグマ出没警報期間

5月8日～11月30日

(2) 秋のクマ事故防止強化期間

9月1日～10月31日

(3) 注意喚起内容

【呼びかけている基本のクマ対策】

- ・音を出す
- ・目撃情報を共有する
- ・食べ物は放置せず、管理する・片付ける
- ・物置や車庫の扉はこまめに閉める
- ・物置等に侵入された場合は市町村・警察に通報する
- ・やぶを刈り払い見通しをよくする

【最近の出没や事故発生状況を踏まえ追加した注意喚起】

- ・人の生活圏にあるクルミやクリにクマが多く引き寄せられている。
- ・コメ（落穂を含む）やソバなどの農地にも多数のクマが来ている。
- ・こういった場所には特に親子グマが集まっているので、より一層の注意をしてほしい。

【活用媒体】

- ・SNS、県ウェブサイト、クマダス
- ・新聞一面広告（9月1日）・・・秋田魁新報、北羽新報、北鹿新聞
- ・テレビ・ラジオCM（10月1日～10月7日）・・・ABS、AKT、AAB、ABSラジオ、FM秋田
- ・ラジオ放送（10月24日）・・・FM秋田

3 市町村の緊急銃猟への準備状況

(1) 緊急銃猟にかかるマニュアルの整備状況

区 分	市町村数
策定済み	5
作業中（準備中含む）	19
検討中	1

(2) 環境省による現地研修会

令和7年9月22日（月）に、環境省主催による現地研修会が横手市で開催され、県内市町村や地元猟友会など109名が参加し、緊急銃猟を実施する際の安全確保や発砲までの流れなどを確認した。

(3) 緊急銃猟を含めた出没対応想定訓練の予定

○現在、市町村がマニュアル策定を進めており、緊急銃猟制度も交えた訓練を検討している。

○10月9日現在、3市が訓練を計画している（机上、実地）。

4 管理対策の推進

○現在、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）に基づくゾーニング区分（防除・排除地域／緩衝地域／コア生息地域）の設定作業を進めている。

○併せて、人の生活圏への出没抑制と被害の未然防止を図るため、市町村が設定する管理強化ゾーンについて、年内の設定を目指して市町村との調整を進めていく。

